

2011 「制度部 VS 研究部」 ディベート大会

制度部テーマ：

相続税「法定相続分課税制度（現行）であるべきか VS 遺産取得課税方式とするべきか」
（動画リンク）

http://www.youtube.com/watch?v=8ZRumHpH_C4&list=PL17D712E2A48F957A&feature=plpp_play_all

第1試合ルール・審査留意事項

第1試合立論「研究部」

第1試合立論「制度部」

研究部テーマ：

遺産分割の際に支出した弁護士費用は、所得税法第38条に規定する「資産の取得に要した金額」に一切該当しないか否か（動画リンク）

http://www.youtube.com/watch?v=C15gesi8BDs&list=PLC9B615E656190F38&feature=plpp_play_all

第2試合ルール・審査留意事項

前半戦

第2試合納税者側立論「研究部」

第2試合課税庁側立論「制度部」

後半戦

第2試合納税者側立論「制度部」

第2試合課税庁側立論「研究部」

制度部テーマ

ディベートの進め方

ジャンケンにより先攻・後攻を決める。

①立論

先攻側 5分

後攻側 5分

②作戦タイム 1分

③ディベート 前半戦 12分

④作戦タイム 2分

⑤ディベート 後半戦 12分

⑥作戦タイム 1分

⑦最終弁論 先攻側 1分

後攻側 1分

審査員より、判定と講評。

ディベートテーマ

相続税

「法定相続分課税制度（現行）であるべきか

VS 遺産取得課税方式とするべきか」

- ◆立場 制度部 : 法定相続分課税制度（現行）
研究部 : 遺産取得課税方式

※立場は固定とし、立場を入替えてのディベートは行わない。

全青税秋季シンポジウム in 名古屋
青税流ディベート試合審査に関する留意事項

【 趣 旨 】

日頃の研究成果をよりよく発表させ、それを適切に評価し、公平な審査をすることができるように留意する。

なお、この留意事項は、ディベートを審査する場合のガイドラインであり、審査員およびディベーターを過度に拘束するものではないことに留意すべきである。

【 留意事項 】

- (1) 各試合の採点については、勝者を○、敗者を×とする。
- (2) 審査員は、ディベートの内容を評価するにあたって、テーマに関する自らの意見から離れて、あくまで双方の立論や質疑内容に基づき客観的かつ公平に審査するものとする。なお、ディベートの内容に関する講評は、試合後の講評の中でコメントするものとする。
- (3) 素材とするテーマの内容を適切に踏まえているか。理解が不正確な場合やテーマ内容に触れていない場合には、減点とすることができる（立論、ディベートの各項目の中のどこで減点をするかは審査員の裁量に委ねる）。
- (4) 事前の合意事項を双方でまとめ、試合開始前に審査員及びコーディネーターに提出する。その合意事項に反する主張ないしディベートを行った場合には、審査員の判断により減点の対象とすることができる。
- (5) ディベートにあたっては、立論 5 分、前半討論 12 分、後半討論 12 分、最終弁論 1 分とし、立論及び最終弁論の時間オーバーについては審査員の判断で減点とすることができる。タイムキーパーは、1 分前と 30 秒前に合図をおこなう。
- (6) 立論は印刷したレジюмеだけでなく、プレゼンテーションとしても審査する。たとえば、パワーポイントの使用や寸劇、声の大きさや聞き取りやすさ、相手方の理解への配慮なども評価する。
- (7) 最終弁論は、ディベート討論での質疑をふまえたものであることを要件とする。たとえば、単純に自分たちの主張を繰り返すものである場合は審判員の判断で減点とすることができる。また、立論やディベート討論でまったく触れていない新たな論点を最終弁論で主張した場合には、審査員の判断により減点とすることができる。
- (8) 質疑の時間で一定以上長い沈黙（10 秒程度以上）が続いた場合は、コーディネーターの判断で次の質問をさせることができる。

【 第1試合 制度部テーマ 】

相続税「法定相続分課税制度（現行）であるべきかV S 遺産取得課税方式とするべきか」

チーム 立場	制度部 【 法定相続分 】	チーム 立場	研究部 【 遺産取得 】
①【 立論 】	5分	①【 立論 】	5分
明快性		明快性	
論理性		論理性	
アイデア		アイデア	
②【 ディベート前半 】	12分	②【 ディベート前半 】	12分
質問力		質問力	
回答力		回答力	
活発度		活発度	
連携力		連携力	
③【 ディベート後半 】	12分	③【 ディベート後半 】	12分
質問力		質問力	
回答力		回答力	
活発度		活発度	
連携力		連携力	
④【 最終弁論 】	1分	④【 最終弁論 】	1分
最終弁論		最終弁論	
総合判定		総合判定	

【 採点方法 】

- ①～④の各項目について良かった方に○をつける。
- ①～④の各項目で同ポイントとなった場合は審査員の判断で各項目の優劣を決定する。
- 判断がつかない場合は、引分でも可(ドロ)。
- 最終勝敗は①～④のポイントの獲得数の合計ではなく総合判定にて決定する。

MVP	
-----	--

【 語句の解説 】

明快性	立論の解りやすさ
論理性	立論が論理的に構成されているか？
アイデア	立論のパフォーマンス力(アイデア)
質問力	相手側の立論に沿って質問ができているか？
回答力	相手側の質問に対して的確な回答ができているか？
活発度	積極的に質問、回答できているか？
連携力	一人ではなくチーム全員が発言等しているか？(チームワーク)

研究部 遺産取得課税方式 立論

<主張>

相続税の課税方式として、遺産取得課税方式を選択すべきであると主張する。

<立論>

<1> 課税の公平性が保たれること

現行方式においては下記表に示すように、相続人が同額の遺産を取得しても、遺産総額と法定相続人の数によって相続税が異なる。相続税とはあくまでも取得した遺産について課税されるべきであり、**同額の遺産を取得したにも関わらず税額が異なる**ことは著しく公平性が損なわれているといえる。

取得した遺産の額が同じなら税額も同じになることが、公平性の原則の観点から必要である。

例 ①遺産総額 5000 万円：相続人 1 人 ⇒ Aが全額 5000 万円相続

②遺産総額 2 億円：相続人 2 人 ⇒ Bが 5000 万円、Cが 1.5 億円相続

	① 相続人 A	② 相続人 B
遺産総額	5 000 万円	2 億円
取得遺産	5 000 万円	5 000 万円
相続税額	0 円	625 万円

<2> 他の相続人の影響を受けないこと

現行制度の弊害として、1 人の相続人が申告後に新たな財産が判明したりなどして修正申告となった場合には、**他の相続人は何の落ち度も無いにも関わらず、税額が増え、さらには延滞税や加算税まで課される**ことになる。これは他の相続人からすれば到底納得のいくものではないし、理解もしがたい。その点、遺産取得課税方式では、そのような不条理なことは起こらない。

また、取得する財産が決定してしまえば、仮に他の相続人が遺産分割において争いを行っていたとしても、取得財産の決定した者は単独で申告し納付が可能となる。

取得した者の単位で課税が完結することが、納税者にとって最も簡素でわかりやすいものといえる。

<3> 担税力を考慮していること

現行制度では、遺産が未分割であっても 10 ヶ月の申告期限を迎えれば相続税を納付しなければならない。相続人は遺産を実質的には取得していないにも関わらず納税を強いられることになる。ここに担税力があるといえるのだろうか。

相続税において**担税力とは遺産を取得して初めて発生するもの**である。担税力が欠如したまま納税を強いられる現行制度には重大な欠陥があると言わざるを得ない。担税力を考慮した課税方式は遺産取得課税方式が最適である。

ただし、未分割が続いた場合に申告期限を無期限にするのは税務執行を著しく困難にする可能性があるため、3～7年の間で申告期限を設けるものとする。

以上、上記理由により、遺産取得課税方式が望ましいと再度主張する。

<主張>

現行方式は堅持すべきであると主張する。この方式は幾多の改良を重ね、昭和33年から今日まで、どえりあ〜長く(53年間)支持されてきた方式であり、現在の要請にも応えうると確信する。

<現行方式のメリット>

①現行方式は誰もが納得できる制度

遺産課税方式の課税根拠…一般的に「財産の保有あるいは財産自体が担税力」

(所得税の清算、社会保障への還元、資産性所得の補完性等)

遺産取得課税方式の課税根拠…一般的に「相続による財産の無償移転によって生ずる担税力の増加」

(所得税の補完税等)

現行方式は、この両者の考え方をバランスよく兼ね備え、また両者のデメリットも中和させた、誰もが納得できる折衷方式である。

②遺産分割のやり方に関係なく、相続税の総額(申告書第1表「相続税の総額」⑦)は変わらない。

②から⑦までの 税額控除のうち 先順位の税額控 除をしてその控 除後の税額が0 で黒ボールペンで記入してくが	課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	④	4986000000	⑤	254286000
	法定相続人の数及び 遺産に係る基礎控除額	(A)	3	⑥	800000000
	相続税の総額	⑦	116440000	左の欄には、第2表の②欄の④の 人数及び③の金額を記入します。	
	算出税額	⑧	1.00	左の欄には、第2表の②欄の金額を記入します。	
	一般の場合 あん分割を (本人が 受取る 又は受)	⑨	116440000	⑩	0.51
				⑪	59384400

(←記載例より)

現行方式は、法定相続分で分割されたという客観性のある仮定の元で、相続税の総額を求め、この税額をもとに実際に取得された財産の割合に応じて負担させる方法である。後述する、遺産取得課税方式のデメリットを補う或いは低減する事ができる。

<遺産取得課税方式のデメリット>

①仮装分割への疑念が拭えない。

不動産については登記制度の発達等により、仮装分割は少ないと考えられる。一方、近年は金融資産の重要性が高まっている。例えば預金について、遺産分割の際に税金が少なくなるように名義上区分するが、実際の管理者(取得者)は1人であるといった事も出来る可能性がある。また、実際に仮装分割をするしないに関わらず、しているかもしれないという疑念が、全ての相続物件において発生する事となる。

②税の中立性を害する。(税の中立性とは…個人や企業が行う経済活動に対し税制が干渉して、その意志決定を歪めてはならない)

遺産分割は、家族の事情により行われる。重要なのは、相続人同士が円満に遺産の分割をすることである。跡を継ぐ人や親の面倒を看る人達の苦勞を周りが理解するからこそ、妥当な分割が成立してきた。遺産取得課税方式では、遺産は均等に分割せよと誘導しているといえる。これではあるべき遺産分割に大きな支障が生じる事となる。

現行方式でも問題点が指摘されているが、それは改正等で対応することが可能であると思われる。そして現在、東村山市や東久留米市など、現行方式の堅持を求める意見書も数多く提出されている。したがって、遺産課税方式と遺産取得課税方式を程良くミックスした現行方式が望ましいと主張する。

研究部テーマ

ディベートの進め方

ジャンケンにより先攻・後攻を決める。

※先攻が納税者側、後攻が課税庁側

前半

①立論

先攻側 4分

後攻側 4分

②作戦タイム 2分

③ディベート 先攻側質問・後攻側回答 7分

後攻側質問・先攻側回答 7分

④作戦タイム 1分

⑤最終弁論 先攻側 1分

後攻側 1分

※立場を入れ替えて、後半に入る。

審査員より、判定と講評。

ディベートテーマの概要

論題 遺産分割の際に支出した弁護士費用は、所得税法第38条に規定する「資産の取得に要した金額」に一切該当しないか否か

参考条文 抜粋

所得税法第33条（譲渡所得）

譲渡所得とは、資産の譲渡（建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）による所得をいう。

3 譲渡所得の金額は、次の各号に掲げる所得につき、それぞれその年中の当該所得に係る総収入金額から当該所得の基因となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除し、その残額の合計額（当該各号のうちいずれかの号に掲げる所得に係る総収入金額が当該所得の基因となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額に満たない場合には、その不足額に相当する金額を他の号に掲げる所得に係る残額から控除した金額。以下この条において「譲渡益」という。）から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする。

所得税法第38条（譲渡所得の金額の計算上控除する取得費）

譲渡所得の金額の計算上控除する資産の取得費は、別段の定めがあるものを除き、その資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の額の合計額とする。

参考事例1（国税不服審判所裁決 平成21年2月13日）

父は、昭和41年に死亡し、Aを含む6名の法定相続人が同人の共同相続人となった。

遺産分割については、共同相続人間の遺産分割協議が調わなかったため、昭和47年から昭和62年までの間、家庭裁判所に遺産分割調停事件が申し立てられ、遺産分割審判事件に移行した。Aは、D法律事務所に所属するE弁護士と委任契約を締結し、同人を遺産分割事件の代理人弁護士とした。

その後、Aは審判により遺産を取得し、平成16年7月、D法律事務所より遺産分割事件の報酬として13,125,000円の請求を受け、当該報酬の支払を完了した。

翌年3月、Aは相続により取得した土地を105,000,000円で譲渡する旨の不動産売買契約を締結し、土地を買主に引渡した。

Aは、所得税の確定申告において、上記弁護士報酬の総額のうち、土地に対応する金額である9,890,181円を、土地の取得費に算入し、譲渡所得の金額の計算をして確定申告書を提出した。

これに対し、税務署長は、「当該費用は、相続の際、資産を取得するために通常必要と認められる支出ではないので、取得費に算入できない」とする更正処分を行った・・・。

参考事例 2 （平成元年 6 月 29 日裁決）

協議離婚無効確認請求訴訟に係る弁護士費用として支払った金員は、訴訟に関してなされた和解に基づいて、妻と共有する土地から分割して取得した土地の譲渡による所得金額の計算上控除すべき取得費に当たらないとした事例。

Aは、本件土地は訴訟に係る和解に基づいて妻との共有土地から分割し、A固有の財産となったものであるから、訴訟に係る弁護士費用として支払った金員は、土地の譲渡所得の金額の計算上控除すべき取得費に該当すると主張する。

しかし、訴訟の本来の目的は、協議離婚を前提とした上で妻の提起した財産分与請求に対抗して自己の財産を防御することにあつたというべきであり、共有土地のAの持分も財産分与の請求の対象とされAの持分を妻に財産分与しなければならない可能性があつたこと、また、財産分与の請求の対象となった財産をどのように分与するかといった紛争があつたことは否定できないとしても共有土地の所有権等の帰属に関する紛争はなかつたことが明らかであり、Aは、和解に基づいて共有土地を分割し、持分に対応する土地を確保したにすぎないものというべきで、Aは何ら資産を取得したものとはいえない。

ゆえに、本件弁護士費用は取得に関し争いのある資産につき所有権等を確保するために直接要した訴訟費用等とはいえず、弁護士費用は譲渡所得の金額の計算上控除すべき資産の取得費には該当しない。

参考事例 3 右山訴訟 （最判平成 17 年 2 月 1 日）

父親からゴルフ会員権の贈与を受けた際に名義書換手数料を支払ったXが、当該ゴルフ会員権を第三者に譲渡し、譲渡所得金額の計算上、当該手数料を取得費に含めて確定申告を行ったところ、税務署長が、「名義書換手数料を資産の取得費として譲渡所得に係る総収入金額から控除することはできない」として更正処分を行った。Xがその取消しを求めて争つた事例。

最高裁は「受贈者が贈与者から資産を取得するために要した付随費用の額は、資産の取得に要した金額にあたる」と判示し、Xの請求を容認した。

ディベート大会 審査に関する留意事項

この留意事項は、ディベートを審査する場合のガイドラインであり、審査員およびディベーターを過度に拘束するものではないことに留意する。

留意事項

- (1) 各項目の採点につき、3点を標準とし、良いと認められれば4点、5点へと加点し、不十分であると認められる場合には2点、1点へと減点する。なお、審査員の裁量により0点をつけることもできるものとする。
- (2) 審査員は、ディベートの内容を評価するにあたって、テーマに関する自らの意見から離れて、あくまで双方の立論や質疑内容に基づき客観的かつ公平に審査するものとする。なお、ディベートの内容に関する講評は、試合後の講評の中でコメントするものとする。
- (3) 素材とする判決の事実関係、判決の内容を適切に踏まえているか。理解が不正確な場合、判決の内容に触れていない場合には、減点とすることができる（立論、ディベートの各項目の中のどこで減点をするかは審査員の裁量に委ねる）。
- (4) 事前の合意事項を双方でまとめ、試合開始前に審査員等に提出する。その合意事項に反する主張ないしディベートを行った場合には、審査員の判断により減点の対象とすることができる。
- (5) ディベートにあたっては、立論4分、質問7分、最終弁論1分で時間厳守とする。時間オーバーや30秒以上時間が余った場合は審査員の判断でマナー一点を減点する。タイムキーパーは、1分前と30秒前に合図をおこない、終了時に時間を読み上げることとする。
- (6) ディベートの質疑では、お互いに誠実に質問と回答を行い、相手の意見を真摯に聴くことも審査する。たとえば、相手の質問や回答を頻繁にさえぎったり、相手の質問時間に逆質問（質問への回答のための確認の質問は可）を行ったり、相手の質問に意図的に答えなかった場合は審査員の判断でマナー一点を減点することができる。

- (7) 相手側の質問時間に質問を行った場合、逆質問とする。ただし、逆質問であるかは、審査員が判断して減点することができる。なお、相手側の質問の立場や趣旨を明らかにするための確認の質問は、逆質問として減点の対象とはしない。しかし、相手側が立論その他で主張を明らかにしているにもかかわらず、なおもそれを執拗に確認するような逆質問は減点の対象とする。
- (8) ディベートの審査にあたっては、連携力も評価する。質問や回答が明らかに特定のディベーターに偏っていた場合は、審判員の判断で連携力を減点することができる。反対に、メンバー全員が一致協力してチームワークよくディベートを行っていると評価できるときは加点要素とする。
- (9) 立論は印刷したレジюмеだけでなく、プレゼンテーションとして審査する。たとえば、声の大きさや聞き取りやすさ、相手方の理解への配慮なども評価する。
- (10) 最終弁論は、ディベートでの質疑をふまえたものであることを要件とする。たとえば、単純に自分たちの主張を繰り返すものである場合は審判員の判断で減点することができる。また、立論やディベートでまったく触れていない新たな論点を最終弁論で主張した場合には、審査員の判断により減点することができる。
- (11) ディベーターの独自のアイデアについて、その論拠が明確で論理性があると評価できる場合は、審判員の判断でアイデア点を加点することができる。
- (12) 質疑の時間で一定以上長い沈黙（20 秒程度以上）が続いた場合は審判員の判断で活発度を減点することができる。

採点方法

- (1) 各審査員は採点表にしたがって採点を行い、合計点の高いチームを勝ちと判定する。合計ポイントが同点の場合には、できる限り勝敗を決するように判定するものとするが、審査員の判定として引き分けという結果を妨げるものではない。ただし、引き分けとした理由を講評の中で十分に説明することを条件とする。
- (2) 各試合の勝敗は、各審査員が勝ちと判定した数によって決する。この場合に引き分けという結果になる場合には、審査員の協議により勝敗を決するものとする。

研究部：納税者側立論

名古屋青年税理士連盟研究部

1. 主張

私たち納税者は遺産分割の際に支出した弁護士費用は、所得税法第38条第1項に規定する「資産の取得に要した金額」に該当する旨を主張します。

2. 所得税法第38条第1項に定める「取得費」の検討

所得税法第38条第1項に拠れば、譲渡所得の金額の計算上控除する資産の取得費とは、「別段の定めがあるものを除き、その資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の額の合計額とする。」とあります。また、取得費に含まれる項目の見解として、「当該資産の客観的価格を構成すべき取得代金の額、登録免許税、仲介手数料、また資産取得のために借り入れた資金の支払い利子、贈与によって取得したゴルフ会員権の名義変更手数料も含まれる」と示されています。

3. 譲渡所得課税の本質からの検討（支出の合理性）

譲渡所得に対する課税は、資産の値上りにより、所有者に帰属している増加益について、当該資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に対して、精算して課税するものであります。しかし、現行の課税制度は増加益と譲渡所得の額が必ずしも同じではありません。例えば、仲介業者に支払った仲介手数料は、当該資産の客観的な価値を構成する支出ではありませんが、取得費に該当するからです。

つまり、支出が当該資産の客観的な価値を構成するか否かのみを条件とするのではなく、資産の取得にあたって合理性があるか否かも、取得費の当否を決定すべき判断基準であると考えられます。

4. 取得の概念からの検討

個々の財産の帰属は分割によって初めて決定されるものであり、遺産分割により相続人は持分権という抽象的な支配権に代わって、具体的な財産に対する支配権を取得するに至ります。つまり、所得税法第38条第1項に定める取得とは、相続開始時点にのみならず、紛争中の資産に対する所有権の確保や共有物の分割をも含まれるものと解釈すべきものです。

5. 弁護士費用についての検討

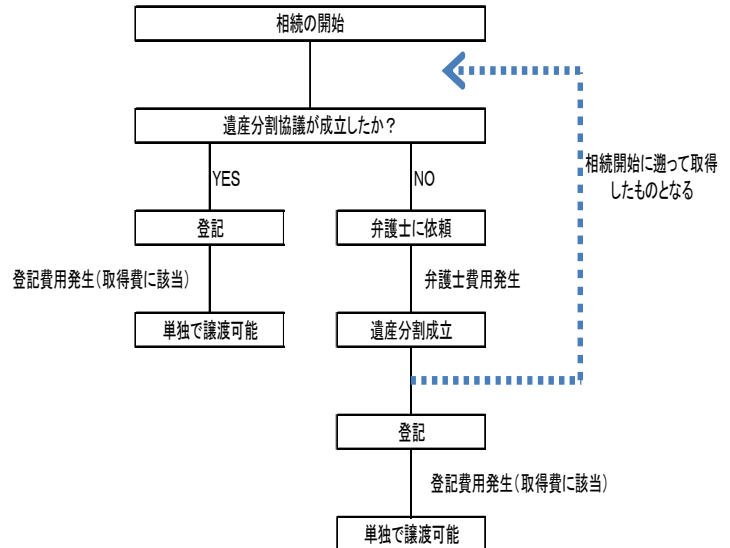
(支出時期の観点から)

遺産分割に際して支出した弁護士費用は相続の開始の後に発生する。
→登記費用においても同様である。

(民法上の観点から)

民法 909 条により遺産分割の成立により、相続の開始の時に遡って取得するものとする。
→取得費に該当する。

遺産分割が成立するまでの流れ



Q : では、取得として認められている登記費用と弁護士費用はどう異なるのか？

A : 同じである

遺産分割に際して支出した弁護士費用及び登記費用は発生のタイミングは相続の開始の後という点で一致しており、登記費用が取得費に該当する以上、弁護士費用についても同様と考えざるをえない。また、民法 909 条の規定により、相続の開始の時に遡り取得したものとするという点においても取得に要した金額であることに間違いはない。

5. まとめ

譲渡所得の本質と取得の概念を考慮すれば、当該弁護士費用は、資産の客観的な価値を構成する要素ではないものの、支出の合理性は認められると判断できます。また、取得の概念を再検討した結果、分割も取得に含まれる余地がある以上は、取得費として認められない理由がありません。

また、弁護士費用は支出時期及び民法上の観点からみても、取得費に含まれる登記費用と相違がないのは明らかです。

更には、遺産分割による係争が生じた場合、各相続人が単独で当該資産を譲渡するには弁護士に解決してもらう以外の方法はなく、これは客観的に考えても疑う余地はありません。さらには、弁護士に遺産分割に係る係争を解決してもらわなければ、当該資産の譲渡所得の発生は発生しないという因果関係があり、弁護士費用は取得に要した金額に他なりません。

以上の点から、私たち納税者は当該弁護士費用が所得税法第 38 条第 1 項に規定する「資産の取得に要した金額」に該当する旨を重ねて主張します。

制度部：課税庁側立論

1. 主張

遺産分割の際に支出した弁護士費用は所得税法 38 条 1 項「資産の取得に要した金額」に該当しない旨を主張する。

2. 「資産の取得に要した金額」とは

所得税法 38 条 1 項は、譲渡所得の取得費について、別段の定めがあるものを除いてその資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の額の合計額となる旨規定する。取得費となる「資産の取得に要した金額」は、文字通り資産の「取得」に要するものであり、以下①及び②の額を合算すべきである。

1 その資産の客観的価格を構成すべき取得代金の額

2 その資産を取得するための付随費用の額

また、所得税法 60 条において、相続や贈与により取得した資産を譲渡した場合には、相続人等がその資産を引続き所有していたものとみなして譲渡所得の計算をするとされている。そのため、被相続人等の「取得に要した金額」が相続人等に引き継がれ、被相続人等と相続人等の両者について、その資産取得の際の①及び②の合計額が取得に要した金額となる。

3. 遺産分割に要した費用について

相続人は、**相続開始の時**から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する(民法 896)。ここで、相続人が複数のときは、相続財産はその相続人の共有に属することとなり(民法 898)、遺産分割により**個々の相続財産の帰属が定まり**、相続開始の時にさかのぼって各相続人がその財産を相続により取得したものとされる(民法 909)。

遺産分割 ≠ 個々の資産の価値変動

相続は被相続人の死亡という事実に基づいて何らの対価なくして財産の承継が生じるものであるから、当然に遺産分割は個々の資産の価値を変動させるものではなく、遺産分割に要した費用がその資産の**客観的価格を構成すべきものではない**。

遺産分割 ≠ 資産の取得行為

遺産分割は、共同相続人が相続によって取得した共有にかかる相続財産の**分配**をする行為であり、相続人が相続財産を**取得**するための行為ではない。つまり、遺産分割に要した費用は取得するための付随費用ではない。

4. ゴルフ会員権を贈与により取得した場合の名義変更手数料について

贈与により取得したゴルフ会員権の名義書換手数料は、これを支払って名義書換えをしなければそのゴルフ会員権に基づく権利行使ができないものであることから、その必要不可欠である手数料はゴルフ会員権取得のための付随費用に当たると認められる。一方で、遺産分割を行うに際して弁護士への委任が必ず必要ということはなく、全体から見れば弁護士を必要としないケースがむしろ一般的である。この点、名義書換手数料とは性格を異にする。

とは言え、長年分割協議が整わず、しかたなく弁護士へ委任する場合があることも確かであり、その意味では当該弁護士費用が遺産分割するために実質的に必要な費用であると認められる余地は

制度部：納税者側立論

1. 主張

われわれ納税者は、遺産分割の際に支出した弁護士費用は、所得税法38条1項「資産の取得に要した金額」に該当すると主張します。

2. 理由

(1) 前提

相続があった場合、譲渡所得計算上の「資産の取得に要した金額」は、被相続人と相続人の両者について、①資産の客観的価格を構成すべき取得代金の額と、②資産を取得するための付随費用の額を合算した金額です。そうであるならば、①又は、②のいずれかを満たせば、当該弁護士費用は、「取得費」に該当することとなります。

(2) 判例等からみた取得費該当性

課税庁は、

①「遺産分割に要した費用は、当該資産の客観的価格を構成するものとは認められない。」

②「遺産分割に要した弁護士報酬等は、**通常必要と認められる**付随費用には当たらない。」との主張を繰り返し、判決も基本的にその主張を支持していました。

しかし、最近の裁判において②の付随費用該当性について、「**通常必要とされるか**」どうかで弁護士費用が付随費用に当たるかどうかを判断することは相当とはいえないとして、付随費用の「**通常必要性**」が否定されました。

ただ判決は、「遺産分割が資産を取得する行為には当たらない」との理由から、当該弁護士報酬等は付随費用に該当しないと判示しています。

では、本当に遺産分割は、法38条1項の「資産の取得に要した金額」の想定する「資産を取得する行為」に当たらないのでしょうか。

(3) 資産を「取得」する行為

相続財産は、相続によって共同相続人の共有となり、遺産分割によって各相続人に分配されます。民法の理解によれば、遺産分割は財産を「取得」する手続きではないといえるでしょう。

しかし、相続によって財産を共有取得した各相続人は、個々の財産を単独所有するための遺産分割という一連の手続きを経てはじめて、「**相続による『取得』が完了したと実感する。**」これが広く一般の、ごく普通の理解ではないのでしょうか。そう考えると遺産分割は、まさに「資産を取得する行為」にほかならず、遺産分割のために支出した弁護士費用は、法38条1項の「資産の取得に要した金額」の想定する「資産を取得する行為」に当たり、「取得費」に該当します。

(4) 遺産分割にかかる弁護士費用の性格

遺産分割に要した弁護士費用は、相続開始時に共有取得した遺産の分配手続であるため、その弁護士費用は取得費には該当しないとの見解があります。しかし、弁護士は弁護士法第25条により双方代理が禁止されています。

弁護士は、特定の相続人から遺産分割の依頼を受け、依頼者のため全力を尽くして、遺産を共有から単独所有へ変更します。弁護士費用はそのために必要な支出です。弁護士は各相続人間における遺産の分配調整のために業務をしているのでないのです。

そう考えると、弁護士費用は、「資産の取得に要した費用」として取得費に該当するものと考えます。

また、譲渡所得課税が資産の増加益に対する課税によると考えれば、遺産分割は、その相続財産の相当な代金での譲渡実現のため、客観的に必要な手続きであると考えます。

すなわち、共有では共有持分の売却価値には限界があり、不動産の使用も制限される可能性があります。単有の状態になれば、共有の状態よりは売却価格が増加し、財産価値を大きく変動させる原因といえるからです。

この意味からも、弁護士費用は「取得費」に該当するといえるでしょう。

3. 結論

以上の理由から、われわれ納税者は、課税庁のこれまでの主張は失当であり、遺産分割の際に支出した弁護士費用は、所得税法38条1項「資産の取得に要した金額」に該当するとかさねて主張します。

(参考条文)

所得税法 33条3項

譲渡所得の金額は、次の各号に掲げる所得につき、それぞれその年中の当該所得に係る総収入金額から当該所得の基因となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除し、その残額の合計額から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする。

所得税法 38条1項

譲渡所得の金額の計算上控除する資産の取得費は、別段の定めがあるものを除き、その資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の額の合計額とする。

所得税法 60条1項

居住者が次に掲げる事由により取得した前条第一項に規定する資産を譲渡した場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その者が引き続きこれを所有していたものとみなす。

- 一 贈与、相続又は遺贈
- 二 前条第二項の規定に該当する譲渡

ある。しかし、その場合でも、そもそも取得行為でない遺産分割のために支払われる費用は、取得のための付随費用とはいえない。

5. 結論

よって、資産の価値を変動させるでもなく、取得行為でもない遺産分割に要した費用は、所得税法38条1項に規定する「資産の取得に要した金額」には該当しない。

● 関連条文・通達等

(所得税法33条3項)

譲渡所得 = 総収入金額 - (**取得費** + 譲渡費用) - 特別控除額

(所得税法38条1項)

譲渡所得の金額の計算上控除する資産の取得費は、別段の定めがあるものを除き、その資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の額の合計額とする。

(所得税法60条)

居住者が次に掲げる事由により取得した前条第一項に規定する資産を譲渡した場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その者が引き続きこれを所有していたものとみなす。

一 贈与、相続（限定承認に係るものを除く。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。）

二 前条第二項の規定に該当する譲渡

(所得税法基本通達60-2)

法第60条第1項第1号に規定する贈与、相続又は遺贈（以下「贈与等」という。）により譲渡所得の基因となる資産を取得した場合において、当該贈与等に係る受贈者等が当該資産を取得するために通常必要と認められる費用を支出しているときには、当該費用のうち当該資産に対応する金額については、37-5及び49-3の定めにより各種所得の金額の計算上必要経費に算入された登録免許税、不動産取得税等を除き、当該資産の取得費に算入できることに留意する。

(民法896条)

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

(民法898条)

相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。

(民法899条)

各共同相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する。

(民法909条)

遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。

研究部：課税庁側立論

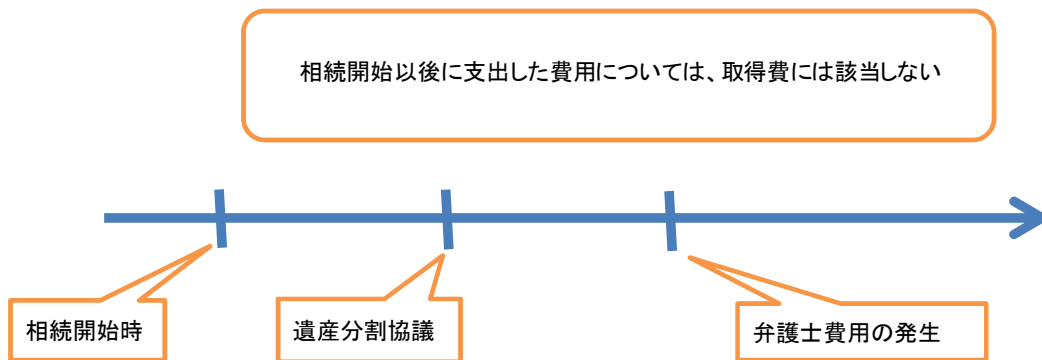
名古屋青年税理士連盟研究部

1. 主張

遺産分割の際に支出した弁護士費用は、所得税法第 38 条第 1 項に規定する「資産の取得に要した金額」には該当しない旨を主張する。

2. 民法 896 条の検討

民法第 896 条で、相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するとしている。つまり、相続開始後において支出した費用については、取得費には該当しないこととなる。



3. 譲渡所得を計算する過程における取得費の検討

$$\text{譲渡所得} = \text{総収入金額} - \text{取得費} - \text{譲渡費用}$$



取得費とは別段の定めがあるものを除き、その資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の額の合計額であると所得税法第 38 条第 1 項において規定している。なお、「資産の取得に要した金額」とは、その支出が発生しなければ、資産を取得することができない支出を指す。なお、登録免許税は相続開始後において支出されるものであり、本来取得費には該当しないと考えられるが、印紙税法上で定められた所定の金額であり、合理性の観点から認めることとしている。

4. 弁護士費用の検討

遺産分割に伴い支出した弁護士費用は、すでに取得がされた資産に関して支出されたものである。また、客観的な価値に変動を及ぼす支出ではなく必要不可欠の支出ではない。

(Q & A)

Q : 弁護士費用は取得に要する支出といえるか

A : NO

相続財産は相続開始時において、既に各相続人間で取得している。たとえ、遺産分割が成立しない状態であった場合、共有状態ではあるが、取得は完了しているため取得に要する支出となりうることはない。

Q : 弁護士が関与した遺産分割が、財産価値そのものに変動を生ずるか否か？

A : NO

弁護士が関与したからといって、その資産の時価が上昇することはない。

Q : 遺産分割が資産を取得するために必要な行為か否か？

A : NO

遺産分割をしなくても、その相続分に応じた持分権を有しており、この持分権を単独で処分することが可能である。つまり、遺産分割は、相続の発生により相続人全員で共有状態にある財産を配分する手続きであり、すでに取得がなされたあとの相続人間の財産の配分の調整のための支出である。

5. 結論

以上の検討から、弁護士費用は資産を取得するための支出には該当しない。また課税の公平性の見地から、客観的価値を構成しえない弁護士費用は取得費に参入することができない。